

恵庭市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第13号

恵庭市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則
恵庭市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和2年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第19条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、市長が別に定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第8条の2の規定により準用する給与条例第17条の4に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第23条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第23条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、市長が別に定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第16条の2の規定により準用する給与条例第17条の4に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

職種	学歴免許等	基礎号俸		上限	
		職務の 級	号俸	職務の 級	号俸
事務補助員	高校卒	1	1	1	2 5
電話交換手	高校卒	1	1	1	2 5
総合案内窓口案内員	高校卒	1	1	1	2 5
郵便業務補助員	高校卒	1	1	1	2 5
休日交付事務員	高校卒	1	1	1	2 5
支所・出張所事務補助員	高校卒	1	1	1	2 5
窓口・電話オペレーター	高校卒	1	1	1	2 5
福利厚生会事務補助員	高校卒	1	1	1	2 5
課税業務補助員	高校卒	1	1	1	2 5
税証明書発行窓口事務員	高校卒	1	1	1	2 5
納税管理業務員	高校卒	1	1	1	2 5
交通安全児童指導員	高校卒	1	1	1	2 5
交通安全児童指導員・啓発員	高校卒	1	1	1	2 5
業務補助員	高校卒	1	1	1	2 5
福祉相談員	高校卒	1	1	1	2 5
恵庭南高校プール管理人	高校卒	1	1	1	2 5
保育園・認定こども園窓口事務員	高校卒	1	1	1	2 5
森林公園管理人	高校卒	1	1	1	2 5
学校事務補助員	高校卒	1	1	1	2 5
郷土資料館管理人	高校卒	1	1	1	2 5
郷土資料館事業補助員	高校卒	1	1	1	2 5
整理作業員	高校卒	1	1	1	2 5

発掘作業員	高校卒	1	1	1	2 5
出納管理事務員	高校卒	1	1	1	2 5
収納管理事務員	高校卒	1	1	1	2 5
若草地区放課後子ども教室コーディネーター	短大卒	1	9	1	2 5
特別支援教育支援員	短大卒	1	9	1	2 5
学校図書館活動業務補助員	短大卒	1	9	1	2 5
学校司書	短大卒	1	9	1	2 5
交通安全児童指導員・駐輪場整備員	高校卒	1	1	1	2 8
駐車場管理人	高校卒	1	1	1	2 8
維持管理業務補助員	高校卒	1	1	1	2 8
学校業務補助員	高校卒	1	1	1	2 8
保育園給食調理員	短大卒	1	9	1	3 0
技能作業員	高校卒	1	1	1	3 2
保育士	短大卒	1	9	1	3 2
就学相談専門検査員	大学卒	1	1 7	1	3 4
年金相談員	高校卒	1	1	1	3 5
車両運転手	高校卒	1	1	1	3 9
就労支援員	高校卒	1	1	1	4 0
療育指導員	短大卒	1	9	1	4 0
市営住宅使用料徴収員	高校卒	1	1	1	4 5
歯科衛生士	短大卒	1	9	1	4 5
管理栄養士	短大卒	1	9	1	4 5
生活保護ケースワーカー	大学卒	1	1 7	1	4 7
短時間事務補助員	高校卒	1	1	1	4 8
施設管理補助員	高校卒	1	1	1	4 8

排水機場管理員	高校卒	1	1	1	5 1
道路維持業務員	高校卒	1	1	1	5 1
介護認定調査員	短大卒	1	9	1	5 1
障がい福祉相談員	短大卒	1	9	1	5 1
家庭児童相談員	短大卒	1	9	1	5 1
母子父子自立支援員	短大卒	1	9	1	5 1
こども家庭相談員	短大卒	1	9	1	5 1
教育指導主事	大学卒	1	1 7	1	5 1
学習支援員	大学卒	1	1 7	1	5 1
学力向上アドバイザー	大学卒	1	1 7	1	5 1
ICT 支援員	大学卒	1	1 7	1	5 1
スクールカウンセラー	大学卒	1	1 7	1	5 1
青少年指導員	大学卒	1	1 7	1	5 1
訪問指導員	大学卒	1	1 7	1	5 1
社会教育指導員	大学卒	1	1 7	1	5 1
保健師	大学卒	1	1 7	1	6 6
母子保健相談員	大学卒	1	1 7	1	6 6
母子保健コーディネーター	大学卒	1	1 7	1	6 6
介護福祉相談員	大学卒	1	1 7	1	6 6
専任手話通訳者	高校卒	2	1	2	3 9
基地・防災対策調整員	高校卒	2	1	2	4 1

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。